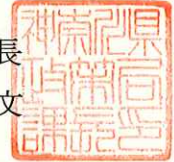


政法第 1404 号
令和 3 年 11 月 12 日

神奈川県行政書士会会長
田後 隆二 様

神奈川県政策局政策部政策法務課長
北島 芳文



戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の取扱いについて（通知）

本県の政策法務行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、過日、戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の紛失について御報告をいただいたところですが、今年度に入ってから既に 7 件同様の報告を受けており、貴会において職務上請求書の紛失が頻発している状況が見受けられます。

職務上請求書は、戸籍法及び住民基本台帳法において、特定の資格者に戸籍謄本及び住民票の写し等の請求が認められていることに由来するもので、同請求書を用いて取得することができる戸籍謄本等には重要な個人情報が含まれていますので、個人情報保護の観点から、その管理には細心の注意が求められます。

貴会におかれましては、改めて会員に対して職務上請求書の適正管理の周知徹底を図るとともに、個人情報保護の観点から、効果的な対策を講じられますよう通知します。

問合せ先

訟務グループ 吉原

電話 (045) 210-1111 内線 2421

ファクシミリ (045) 201-2396